



行政文書部分開示決定通知書

広島総第71号

平成31年1月25日

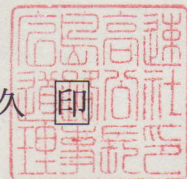
広島市南区宇品西一丁目7-12-502

広島おさむる会

代表者 会長 前島 修 様

広島高速道路公社

理事長 石岡 輝久



平成30年11月28日付け（同日受付）で開示請求のあった行政文書については、広島県情報公開条例第7条第1項及び第11条第1項の規定により、次のとおり部分開示することを決定しました。

行政文書の件名	・平成24年12月3日の事業再開後に広島高速道路公社が実施した広島高速5号線に関する公共工事入札関係書類および財務会計上の書類すべて ・広島高速道路公社が2018年10月26日に公表した二葉山トンネル2つの工事の入札関係書類および財務会計上の書類すべて
部分開示の日時	平成31年1月30日（水）13時から 2019年5月 7日（火）17時まで
部分開示の場所	広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社
開示しない部分及びその理由	別紙1～別紙8のとおり
担当部署	広島高速道路公社 総務部総務課 電話（082）508-6848
備考	写しの交付に要する費用71,350円を交付と引換えに納付してください。

注意事項

- 1 行政文書の開示を受ける際は、この通知書を職員に提示してください。
- 2 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島高速道路公社に対して審査請求をすることができます。
- 4 また、この処分があったことを知った日（広島高速道路公社に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島高速道路公社の裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島高速道路公社を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島高速道路公社を代表する者は、広島高速道路公社理事長となります。）。
- 5 行政文書の開示により得た情報は、適正に用いなければなりません。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

決定期間延長通知書

広島総第60号

平成30年12月7日

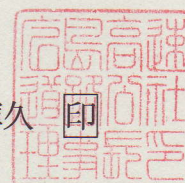
広島市南区宇品西一丁目7-12-502

広島おさむる会

代表者 会長 前島 修 様

広島高速道路公社

理事長 石岡 輝久



平成30年11月28日付け（平成30年11月28日受付）で開示請求のあった行政文書については、広島県情報公開条例第8条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

行政文書の件名	・平成24年12月3日の事業再開後に広島高速道路公社が実施した広島高速5号線に関する公共工事入札関係書類および財務会計上の書類すべて ・広島高速道路公社が2018年10月26日に公表した二葉山トンネル2つの工事の入札関係書類および財務会計上の書類すべて
決定期間の満了日	平成30年12月12日
延長後の決定期間	平成31年1月25日まで
延長の理由	開示請求に係る行政文書が多岐にわたり多量であり、開示決定等に相当の日数を要するため。
担当部署	総務部総務課 電話（082）508-6848
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。